

注目!

紹介状を持たずに市民病院を受診すると

# 「選定療養費」がかかります

10月1日(休)から上野総合市民病院を初めて受診する際に、かかりつけ医などからの紹介状を持たずに受診する場合などに、健康保険の自己負担額とは別に「選定療養費」をご負担いただきます。

※ただし、次の場合を除きます。

- 救急患者
- 公費負担医療制度の受給対象者(精神保健法、生活保護法、更生医療、育成医療、特定疾患など)
- 当院で同じ傷病に対し、継続的に治療を行っている場合
- 当院の他の診療科を受診中の場合
- 特定健診、がん検診などの結果により精密検査が必要な場合
- 外来受診後そのまま入院となった場合
- 災害により被害を受けた場合
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

## ◆選定療養費とは

「初期の治療は地域の医院・診療所などのかかりつけ医で、高度・専門医療は病院(200床以上で行う)」という、医療機関の機能を分担していくために厚生労働省が定めた制度で、かかりつけ医などからの紹介状なしで200床以上の病院を受診した場合などに負担していただく費用のことです。



## ◆選定療養費の種類

- 初診時選定療養費
  - 再診時選定療養費
- 2,750円(税込)

トピックス

# 証明窓口を延長しています

## 【とき】

毎週木曜日 午後7時30分まで  
※祝日・年末年始を除く。

## 【ところ】

戸籍住民課・課税課・収税課  
※各支所では実施していません。

来庁日当日の登録はできません。

※戸籍の届け出は証明窓口では取り扱えません。本庁・各支所の守衛室(宿直室)へお越しください。(上野支所を除く。)

※転入届などの住民異動届は取り扱えません。

## ◆戸籍住民課

- 住民票の写しの交付
- 住民票記載事項証明書の交付
- 戸籍謄本(全部事項証明)の交付
- 戸籍抄本(個人事項証明)の交付
- 除籍・改製原戸籍謄抄本の交付
- 身分証明書の交付
- 印鑑登録
- 印鑑登録証明書の交付
- マイナンバーカードの交付

## \*予約制

※証明書交付時には「本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)を提示してください。

※印鑑登録は、本人確認書類を持っていないときや代理人申請の場合、

## ◆課税課

- 原動機付自転車などの登録・名義変更・廃車などの手続き
- 住民税に関する相談

## ◆収税課

- 所得証明書・課税証明書・営業証明書・軽自動車車検用納税証明書の交付
  - 市税の収納・納税相談
- ※納税証明書、完納証明書の交付はできません。



## 【問い合わせ】

上野総合市民病院 医療事務課  
☎ 24・11111 (代表) FX 24・22668  
✉ byuin-jimu@city.iga.g.jp



## 【問い合わせ】

戸籍住民課  
☎ 22・9645 FX 22・9643  
✉ juumin@city.iga.g.jp  
課税課  
☎ 22・9613 FX 22・9618  
✉ kazei@city.iga.g.jp  
収税課 (市税の収納・相談)  
☎ 22・9612 FX 22・9615  
✉ shuuzei@city.iga.g.jp

トピックス

# 伊賀市浄化センターの愛称募集

今年11月にし尿や浄化槽汚泥を処理する新しい施設が完成します。そこで、新施設にふさわしく、親しみやすい愛称を募集します。

## 【応募方法】

次の事項を記入し、応募先まで郵送（はがき可）または持参。

① 伊賀市浄化センターの愛称とその読み方

② 愛称の趣旨・意味

③ 応募者の郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号

※各支所振興課でも受け付けます。

※様式は問いません。

※応募は1人1点とします。

## 【応募期限】

8月21日（金） ※消印有効

## 【作品の選考・発表】

選考会で最優秀作品1点を決定し、11月頃に発表します。なお、同名の応募が複数あった場合、抽選の上、1人を代表として公表し、その人のみ賞品を贈ります。

## 【賞品】

最優秀作品 1点

（図書カード 5,000円分）

## 【注意事項】

○ 受賞作品の著作権などの権利は、応募時に市に無償譲渡されたものとして扱います。

○ 応募者は、応募した愛称に関して著作者人格権を行使しないものとします。

○ 応募作品に著作権などに関する問題が発生した場合は、すべて応募者の責任とします。

○ 同音でも表記方法が異なる場合は、別の作品として取り扱います。

○ 愛称を使用する場合のフォントなどは市に一任するものとします。

〈完成イメージ〉



トピックス

# 生ごみ処理容器購入補助金制度

家庭から排出される食物のくず（生ごみ）の減量化と、堆肥として資源化を図るため、生ごみ処理容器の設置に対して、購入費の一部を補助します。

## 【対象者】

- ① 市内に住所を有する人で、市税を完納している人（事業所を除く。）
- ② 自ら所有・管理する家屋・土地に自己負担で設置する人
- ③ 生ごみ処理容器を常に良好な状態で維持管理できる人

## 【申請書類】

購入した日から3カ月以内に申請書へ必要事項を記入の上、次の書類を添えて申請先へ持参または郵送。

※申請者は世帯主に限ります。

○ 領収書（宛名は世帯主とし、購入品のメーカー名・型式・数量が明記されたもの）

○ 設置後の写真（電力を用いるものの場合のみ）

○ 申請者（世帯主）の市税完納証明書



	補助の基数 (世帯あたり)	補助の金額 (1基あたり)	上限額 (1基あたり)
コンポスト容器等 ※発酵作用を利用する構造のもの、または水分を地中に浸透させる構造のもの	2基まで 申請後3年間は再申請できない	購入費（税込）の1/3 ※100円未満切り捨て	3,000円
電動処理機 ※電力を用いるもので発酵分解作用を利用した構造のもの、または乾燥による減量化が促進される構造のもの	1基まで 申請後6年間は再申請できない	購入費（税込）の1/3 ※1,000円未満切り捨て	20,000円



【応募先・問い合わせ】 浄化センター

☎ 23・1179

FAX 21・8704

✉ jouka-center@city.iga.lg.jp



【申請先・問い合わせ】 廃棄物対策課

☎ 20・1050

FAX 20・2575

✉ hakibutsu@city.iga.lg.jp